# 第6章 計画の基本的な考え方

## 1 基本的な考え方・基本方針

## (1) 施策推進の基本的な考え方

- ●「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となる 2025 (令和 7)年、更にはその先の 2040 (令和 22)年の社会を見据えて、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。
- このため、医療・介護・介護・防護・介護・分しまい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進します。
- また、高齢者の自立支援とともに、要介護状態の重度化防止を図りつつ、介護保険制度の持続を確保し、サービスを必要とする人に必要なサービスを提供できる取組みを推進します。

大阪市においては、2015(平成27)年から2020(令和2)年を境に総人口が減少する一方で、65歳以上人口は横ばいから、2025(令和7)年以降高齢化が進展することが見込まれています。特に、85歳以上人口は、2035(令和27)年ごろまで急激に増加し続ける推計となっており、それに伴い、医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者、重度の要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者などが増加すると見込まれます。

一方で、支え手である生産年齢(15歳から64歳)人口は少なくなっていき、また、核家族化の進行や、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加していくにつれて、家族や親族の支え合いの機能が希薄化し、地域の支え合いの機能も低下していくことも予測されます。

大阪市では、2000(平成12)年4月の介護保険制度の創設以来、介護保険の保険者として制度運営に取り組んできました。今後、高齢者が医療や介護を要する状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保ち、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、地域支援事業や地域密着型サービスを効果的に活用した施策の充実を図るとともに、医療・介護の連携をはじめとした在宅支援体制の構築に努めます。

高齢者は、健康状態、経済力、家族構成、住居等が個々の状況に応じて多様であることから、高齢者像を一律に捉えることはできません。

介護を必要とする人がいる一方で、趣味や社会活動への参加など、自らの価値観にしたがって能動的・主体的な生活を送ることもできることから、介護が必要な方は、重度化を防止し、健康な人は、要介護状態になることを予防する取組みを進めることができるよう支援をして

いく必要があります。また、長年培った知識や経験など自身の持てる力を最大限活かし、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となることで、高齢者の社会参加や生きがいづくりに資することができるよう施策の展開を図ります。

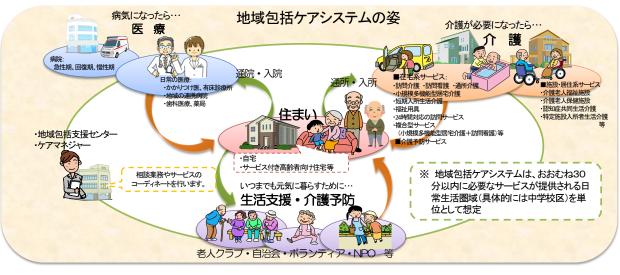
ともに生きともに支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが 生活をともに楽しむ地域を作り上げていくという地域福祉の考え方を踏まえ、地域住民をは じめとしたボランティアやNPO等の多様な主体の参画を促しつつ、地域のすべての人が相 互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、地域の実情に応じたきめ 細かい対応を進めます。また個々人の意欲や能力に応じた力を発揮し、役割を持って活躍い ただくなど、高齢者はサービスの受け手であるだけでなく、地域福祉の担い手でもあるとい う高齢者自身の自立意識の醸成にも努めます。

認知症の人やひとり暮らし高齢者等については、地域において安心して暮らし、社会で孤立することのないよう、地域住民による見守りによる早期発見や支え合いの取組みを推進します。また、個人情報の保護に配慮しながら、高齢者の情報把握や安否確認、避難支援などの仕組みづくりに努めることによって、災害時においても安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

また、大阪市の65歳以上高齢者のいる世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合が全都道府県・政令指定都市の中で最も高いという状況を踏まえ、「ひとり暮らし高齢者への支援」についても取組みを進めていきます。

さらに、近年では、高齢者虐待、高齢者に対する詐欺事件等、高齢者をめぐる様々な問題が生じていますが、これらは高齢者に対する重大な権利侵害です。大阪市の「人権尊重の社会づくり条例」前文に掲げる市民「一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をめざして、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会」の実現をめざし、高齢者の権利擁護や虐待の防止・解決等に向けた施策の推進を図ります。

これらの高齢者施策を着実に推進していくため、施策全体の方向性と個々の事業とのつながりを明らかにして、施策展開の中で必要性や効果の低くなった事業は整理していくとともに、新たに生じている課題に対して重点的に取り組んでいきます。また、事業の実施にあたっては、社会・経済状況を踏まえ、負担のあり方も含め、施策の目的がより効果的・効率的に達成できるよう取り組みます。



図表6-1-1 地域包括ケアシステムの姿

資料:厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」

## (2) 高齢者施策推進の基本方針

本計画では、これらの考え方をもとに、次の四点を基本方針とします。

## 1. 健康でいきいきとした豊かな生活の実現

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく 自由に主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、健康づくり支援、生きが いづくり支援や社会参加支援の充実に努めます。

#### 2. 個々人の意思を尊重した生活の実現

個々人の意思を尊重した生活を実現するため、生活環境や心身の状況等に応じて、できる限り住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、また、高齢者本人の意思に基づき、自立した生活を送ることができるよう、真に支援が必要な高齢者に対して、適切にサービスが提供されるよう取り組みます。

## 3. 安全で快適な生活環境の実現

安全で快適な生活環境を実現するため、高齢者が社会の一員として住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、住まいづくりや防災体制の充実とともに、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に努めます。

#### 4. 利用者本位のサービス提供の実現

利用者本位のサービス提供を実現するため、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつなぐ支援や権利擁護に努めます。

## 2 第8期計画における取組み方針

団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 (令和 7) 年、更にはその先の 2040 (令和 22) 年を見据えて、医療・介護・介護・介護・防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、各種取組みを一層強化します。また、高齢化の進展等により、認知症の人が増加すると見込まれることから、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱に沿って、総合的に認知症施策を推進していくことが重要です。

高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少していくことから、地域 包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上等に取組んでいくことも重要です。

さらに自然災害発生時の介護施設等の備えや、2020(令和2)年に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を含む感染症対策について、介護施設等で発生した際の体制整備を図っていくことが重要となっています。

国では、地域共生社会の実現と 2040 (令和 22)年の備えとして、以下の取組みが示されており、大阪市においてもこれらの取組みを進めていく必要があります。

## (1)介護予防・地域づくりの推進〜健康寿命の延伸〜/「共生」・「予防」を両輪とする認知 知症施策の総合的推進

#### ・通いの場の拡充等による介護予防の推進

介護予防の推進にあたっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけでなく、生活環境の調整など高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチや、高齢者の自立支援に資する取組みを推進することで、要介護状態等になっても高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すことが重要です。

そのため、高齢者が身近な場所で介護予防や健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、適切な医療サービス等につなげることができるよう、介護予防に資する「通いの場」の充実を図る必要があります。

#### ・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進

地域の実情に応じたよりきめ細かい対応を行うとともに、地域のつながり機能を強化していくため、総合事業をより効果的に推進していく必要があります。

#### ・認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の総合的推進

認知症は、だれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め多くの人にとって身近なものとなっています。

本市の認知症施策については、これまで国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき取り組んできました。

第8期計画では、2019(令和元)年6月に国においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症施策を進めていく必要があります。

#### (2)地域包括ケアシステムの推進

#### ・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護保険施設、認知症高齢者グループホーム等の居住系サービス、訪問介護等の在宅サービスなどの介護サービス基盤について、認知症など利用者の状態に応じてそれぞれの役割や機能を果たしながら、また、関係サービスとの連携を強化しながら取組んでいく必要があります。

#### ・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備

介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを推進するため「ケアプランの点検」の強化を行うとともに、介護支援専門員に対し、自らの気づきを促す資質の向上と適正な給付の実施をめざす「ケアマネスキルアップ事業」などにより介護支援専門員がその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境整備を進める必要があります。

#### 医療介護連携の推進

切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制を構築し、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ 持ち高齢者を地域で支えていくため、在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必要 があります。

また、地域の実情に応じた取組みが可能となるよう、PDCAサイクルに沿った事業実施をさらに進めていく必要があります。

#### (3)介護現場の革新~人材確保・生産性の向上~

<u>介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策、</u> を進めていくとともに、人材のすそ野を広げていくことが重要です。

<u>そのためには、処遇改善、多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場改善</u> のための取組みを進めていく必要があります。

<u>また、元気高齢者の参入による業務改善など介護現場革新の取組みを推進していく必要</u>があります。

#### (4)保険者機能強化推進交付金等の活用による保険者機能の強化

地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性の確保のためには、保険者による地域課題の分析と対応が必要であり、保険者機能を抜本的に強化していく必要があることから、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組みである「地域マネジメント」を推進していく必要があります。

「地域マネジメント」によって、「実態把握・課題分析⇒計画作成⇒取組みの推進⇒実 績評価」のPDCAサイクルを繰り返し行うことが、保険者機能の強化に資する取組み として求められています。

2017(平成 29)年の法改正により、地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化され、客観的な指標を用いて、取組みを評価し、高齢者の自立支援・ 重度化防止等に関する取組みを推進する保険者機能推進交付金が創設されました。

さらに、2020(令和2)年度には、介護予防及び重度化防止に関する取組みについて更なる推進を図るため、介護予防・健康づくり等に資する取組みに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

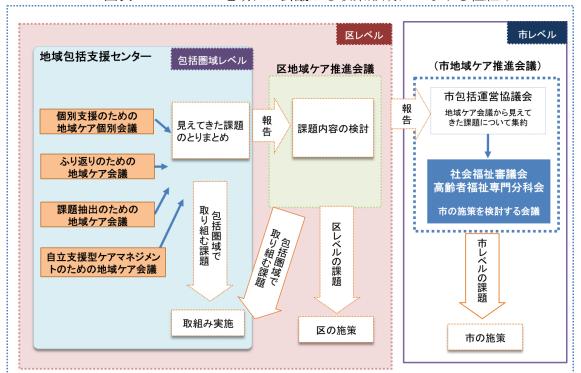
<u>これら交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な各種取組</u> みの一層の強化を図っていくことが重要です。

#### (5) 地域ケア会議の課題の検討

地域包括ケアシステムの推進を図っていくためには、個別課題の解決を図る地域ケア会議に加えて、個別ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげるための取組みが必要となります。

地域ケア会議から見えてきた市域レベルの課題については、市地域ケア推進会議で検討し、施策反映に努めてまいります。(図表6-2-1参照)

また、適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを、地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援することも重要です。



図表6-2-1 地域ケア会議から政策形成につなげる仕組み

### (6)災害・感染症発生時の体制整備

高齢者に対するサービスは、高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を 支えるために必要不可欠なものです。

<u>自然災害などの災害対策において、介護施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等、日ごろからの備えや、発生時における支援が重要となっています。</u>

<u>感染症の発生によるサービスの提供体制に対する影響については、これをできるだけ小</u> さくしていくことが求められます。

感染症予防等の観点を踏まえた介護施設等に対する研修実施などの事前準備や、感染症発生時であっても、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、介護施設等や在宅で受けられる代替サービスの確保等、サービスを継続するための備えや連携体制の構築が重要です。さらに、新型インフルエンザ等及び新感染症が発生した際は、「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し取組んでいく必要があります。

## (7) 関係機関との連携と地域づくり(地域共生社会の実現に向けて)

今後高齢化が一層進む中で、例えば、高齢の親と無職独身の子と同居する世帯、介護と 育児に同時に直面する世帯など、介護保険制度の中で、高齢者を対象として行われてきた、 地域包括支援センターによる相談支援やケアマネジャーによる介護サービスの調整、相談 支援等だけでは、解決できない、複雑化、多様化したケースへの対応が増加していくと考 えられます。

これら課題の解決に向けて、地域包括支援センターだけでなく、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の様々な機関との連携や、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」のように様々な施策分野の関係機関が連携する取り組み等を一層進めていく必要があります。

大阪市では、「大阪市地域福祉基本計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて、支え合う地域づくりや相談支援体制の確立を進めており、本計画も連携して地域共生社会の実現に向けた取組みを進めてまいります。

図表 6-2-2 地域共生社会とは

## 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な 主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

